

# グループ通算制度、新型コロナウイルス税法など 税効果会計に係る 今期特有の留意事項

有限責任監査法人トーマツ  
公認会計士

和田 夢斗

## 【この章のエッセンス】

●グループ通算制度の適用対象企業は、実務対応報告39号の特例的な取扱いが引き続き適用可能である。

●新型コロナウイルス税法による欠損金の繰戻し還付の特例や新型コロナウイルス関連の災害損失欠損金の取扱い、令和3年度税制改正の大綱での繰越欠損金の控除上限特例に留意する。

## はじめに

2021年3月期における税効果会計のポイントとしては、前年に引き続き、令和2年度税制改正においてグループ通算制度の導入が決定さ

れたことに対応した税効果会計の取扱いがポイントと考えられる。また、新型コロナウイルス感染症による影響への対応として導入された欠損金の繰戻し還付の適用法人の拡大の影響、令和3年度税制改正により繰越欠損金の控除上限の特例が定められた場合に予想される影響についても解説する。

本章では、会計基準等について図表1の略称を用いて解説する。

本章は、原則として2021年3月1日時点における情報をもとに記載しており、その後の税制改正の状況および企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)、日本公認会計士協会などにおける新たな公表については留意されたい。

なお、文中の意見にわたる部分は

筆者の私見であり、筆者の所属する法人の見解ではないことをあらかじめお断りする。

## グループ通算制度の導入への対応

### (1) 実務対応報告39号の公表の経緯

2020年3月27日に成立した令和2年度改正法人税法において、従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行することが定められたことに対応し、ASBJにおいて必要と考えられる取扱いについて審議が行われ、2020年3月31日に実務対応報告39号が公表され、公表日から適用されている。

### (図表1) 本章で使用する略称

- ・企業会計基準27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下、「法人税等会計基準」という)
- ・企業会計基準適用指針28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(以下、「税効果適用指針」という)
- ・実務対応報告5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(以下、「実務対応報告5号」という)
- ・実務対応報告7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(以下、「実務対応報告5号」と合わせて「実務対応報告5号等」という)
- ・実務対応報告39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(以下、「実務対応報告39号」という)
- ・所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律8号)(以下、「令和2年度改正法人税法」という)
- ・新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律25号)(以下、「新型コロナウイルス税法」という)
- ・国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ(令和2年3月)(以下、「新型コロナFAQ」という)

### (2) 適用範囲および会計処理

実務対応報告39号では、令和2年度改正法人税法の成立日の属する事業年度において連結納税制度を適用している企業および令和2年度改正法人税法の成立日より後に開始する事業年度から連結納税制度を適用する企業を対象としている(実務対応